

舗装業者表について

記載要領 <技術者>

- 1 舗装工事オペレーターについて、雇用関係が客観的に確認できる書類（最新の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書又は社会保険の健康保険証の写し）を添付してください。なお、後期高齢者の場合は、賃金（給与）台帳の写し（直近3カ月分）及び後期高齢者医療被保険者証又は雇用保険関係書類を添付してください。

※令和6年12月1日までに交付された健康保険証は、退職等で資格を喪失しない限り、最長1年間（令和7年12月1日まで）使用可能です。

※被保険者証の写しを提示する場合は、被保険者等の記号・番号、保険者番号、枝番及びQRコードにマスキング（黒塗り）を行ったうえで提出してください。

- 2 舗装工事主任技術者は、建設業法に規定する主任技術者の要件を備える者を記載し、次のいずれかを添付してください。（ただし、提出書類5「技術職員名簿」記載の資格と重複する場合は、添付を省略することができます。）

(1) 土木施工管理技士（1級・2級）、建設機械施工管理技士（1級・2級）、又は技術士（建設部門）の合格証明書の写し

(2) 高等学校、大学又は高等専門学校の指定学科を修めて卒業した後5年（高卒）又は3年（大卒・高専卒）以上の舗装工事实務経験者（建設業法第7条第2号イ該当）は、卒業証明書の写し及び実務経験証明書の写し

(3) 10年以上の舗装工事实務経験者（建設業法第7条第2号ロ該当）は実務経験証明書の写し

(4) 建設業法第15条第2号ハ該当〔大臣認定者〕による場合は、大臣認定書の写し

- 3 舗装工事オペレーターは、大型特殊運転免許を有し、かつ、労働安全衛生法第61条による技能講習〔車両系：整地・運搬・掘削〕又は労働安全衛生法第59条による特別教育〔締固め用機械〕又は〔ローラー〕を修了した者のみ記入し、免許証の写し及び修了証の写しを添付してください。
※以下の者は技能講習〔車両系：整地・運搬・掘削〕を修了した者と同等とみなします。

(1) 以下の技能講習等を修了した者

- ・車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能特例講習
- ・車両系建設機械運転技能特例講習
- ・車両系建設機械運転技能講習
- ・車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）作業安全技術教育
- ・車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育

(2) 建設業法施行令に規定する建設機械施工管理技術検定1級又は2級（6種は除く。）に合格した者

(3) 職業能力開発促進法（旧能開法を含む。）による職業訓練等のうち、建設機械運転科又は建設機械整備科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者

- 4 「主任技術者」と「オペレーター」を兼務している職員については、それぞれの欄に記入し重複計上してください。

- 5 資格者証等の写しについては、記入した職員の番号順になるよう整理して添付してください。

記載要領 <所有機械>

- 1 岡山県内常駐の自社所有（又は1年以上の専属のリース）の舗装機械を記載してください。リースの場合は、リース契約書の写しも添付し、備考欄に「リース」と記入してください。

- 2 アスファルトフィニッシャーについては、自社所有と判明できるカラー写真及び自動車検査証記録事項又は自動車検査証（ある場合のみ）、ローラー類及びグレーダーについては自動車検査記録事項等の写しを添付してください。

- 3 自動車検査記録事項等については、記入した所有機械の順に整理して添付してください。